

庄内広域水道企業団企業管理規程第15号

庄内広域水道企業団職員等の旅費に関する規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団職員等の旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員等（庄内広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）及び職員の扶養親族又は遺族をいう。以下同じ。）の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員等に対して支給すべき旅費については、鶴岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年鶴岡市条例第61号）の適用を受ける鶴岡市職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までに出発した水道事業の統合前の鶴岡市上下水道企業職員の旅費に関する規程（平成17年鶴岡市企業管理規程第10号）（水道事業の職員に係る部分に限る。）、酒田市上下水道事業企業職員旅費支給規程（平成17年酒田市企業管理規程第12号）（水道事業の職員に係る部分に限る。）又は庄内町企業職員の旅費支給規程（平成17年庄内町訓令第56号）（水道事業の職員に係る部分に限る。）の規定による旅行については、なお従前の例による。